

○緑川環境政策課長 それでは、定刻前でございますが、先生方、皆様おそろいになりましたので、これより第29回「東京都環境審議会企画政策部会」を開会させていただきます。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また、お暑い中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます環境政策課長の緑川でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、着席にて進行させていただきます。

まず初めに、第12期環境審議会委員といたしまして御就任いただきまして、今回御出席いただきました先生につきまして御紹介させていただきます。慶応大学の和気先生でございます。和気先生におかれましては、企画政策部会に御所属いただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の部会の定足数につきまして御報告させていただきます。当部会の構成員は15名でございますけれども、現在10名の先生方に御出席をいただいております。

審議会規則に定めます定足数に達していることを御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上に座席表が1枚あるかと思えます。

続きまして、次第を頭にクリップどめをしております資料が配付してございます。資料は通し番号で1ページから、終わりのページが35ページまで番号を振っておりますが、御確認いただければと思えます。

また、前回、前々回の部会の配付資料をとじておりますパイプファイルを御用意させていただきました。

万一、過不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事につきまして、交告部会長にお願いしたいと存じます。

交告部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○交告部会長 それでは、議事の1つ目の「政策の方向性について 大気・土壌・水等の分野」の審議に入らせていただきます。初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○緑川環境政策課長 それでは、事務局より、まずお手元の資料の右上に資料1とございます「大気・土壌・水等の分野における政策の方向性（案）」について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

課題認識を記載してございます。課題認識といたしまして、大きく3つに分けて記載してご

ざいます。

まず、左上の大気環境対策でございますが、環境基準未達成でありますオキシダントやPM2.5につきまして発生源対策を行うとともに、生成要因分析によります効果的なアプローチの検討が必要と認識してございます。

また、騒音・振動対策といたしましては、近年増加傾向にございます生活騒音の苦情への対応や、交通騒音のより一層の改善が必要でございます

また、右上に目を転じていただきまして、土壌汚染対策では、円滑に対策を進めていくために、低コストで環境負荷の少ない対策への支援を行う一方で、化学物質対策では、東京の特性であります住工混在地域での化学物質によるリスクの低減が必要と考えてございます。

次に、中段にあります水環境・熱環境の向上でございます。

まず、水環境対策といたしまして、東京湾の水質改善に取り組むとともに、地下水保全等によりまして自然の水循環を再生することで、水辺環境を回復していくことが必要でございます。

また、暑さ対策といたしまして、オリンピック・パラリンピックを見据えまして、会場や街なかでの暑さ対策が必要でございます。

これらに取り組むことで、下段にありますとおり、都民が心地よく生活できる環境の実現を目指していこうと思っております。

4ページをご覧ください。

政策の方向性でございますが、前回のアウトラインでお示しいたしました快適な大気環境・良質な土壌と水循環の確保を政策の柱に、左側にありますとおり、大気環境対策等、土壌汚染対策・化学物質対策、水環境・熱環境の向上の3つの分野に整理いたしまして政策を進めていきたいと考えてございます。

恐縮ですが、5ページをご覧ください。

5ページ以降は、政策の体系ごとに取り組の方向性をまとめたものでございます。

まず、【PM2.5対策の推進】といたしまして、右側の円グラフを見ますと、都内の人為的要因による発生割合が11%を占めておりますことから、これまで行ってきたような工場あるいは事業場に対するばい煙等の排出規制を引き続き行うとともに、低NOxかつ低CO2小型燃焼機器の普及拡大にも取り組んでいきたいと思っております。

また、自動車・船舶対策といたしまして、低公害・低燃費車の普及とともに、自動車排出ガス低減性能の効果的な監視体制の整備や、船舶からのNOx・SOx排出量を削減するような取

組も行ってまいりたいと思っております。

また、業務・家庭部門対策といたしましては、未規制の排出源に対しまして、低NOx・低CO2の認定制度を拡大するような取組を行ってまいります。

なお、資料中、青字でお示ししている事項は、前回の環境基本計画にはなかったもので、今回の環境基本計画で新たに方向性を打ち出していこうという取組でございます。以下、資料につきましては同様に記載させていただいております。

恐縮ですが、6ページをご覧ください。

PM2.5対策のうち、広域連携の推進でございますけれども、現在行っております、夏場にVOCを排出する業者への排出抑制の取組を促すような対策に加えまして、冬場を中心に野焼き対策や自動車使用抑制等を実施していきたいと思っております。

また、環境アセス等で得た情報を活用いたしまして、大規模な開発に対しますPM2.5への配慮の要請にも取り組んでいければと思っております。

加えまして、3割の発生原因が不明という状況を踏まえまして、PM2.5研究の推進、対策効果の検証あるいは解析から、効果的な削減施策に反映するような研究も推進していくとともに、東アジア各都市との技術交流などを推進することで、相互のレベルアップを図っていければと思っております。

資料の7ページをご覧ください。こちらはオキシダント対策についてまとめてございます。

VOC（揮発性有機化合物）総排出量削減対策の強化といたしまして、産業部門、一般家庭・オフィス、自動車等々の排出ガスへの対策を継続して行うとともに、化学物質適正管理制度におきまして、現在対象外となっておりますVOC物質を追加的に規制するなどいたしまして、さらに削減するための方策を検討してまいりたいと思っております。

また、加えまして、ホームセンターなどの量販店と連携することで、低VOC商品の選択を推進する取組や、九都県市と連携いたしまして、排出量の14%程度を占めますガソリン蒸発ガスへの適切な対応を国等へ要望してまいります。

また、東京都は光化学スモッグ予報を出しております。そうした予報にあわせまして、例えば印刷業者さんとかクリーニング業者さんを中心に作業時間の調整を依頼するなど、予報にあわせたVOC排出抑制策を検討してまいります。

加えまして、引き続き光化学オキシダント対策の研究を行ってまいります。

資料の8ページをご覧ください。

アスベスト飛散防止対策でございます。東京都は現在、厚生労働省の東京労働局と連携い

たしまして、届け出情報の共有や合同立入検査等々、行っておりますけれども、そういったことを引き続き継続して実施することでアスベスト適正処理の推進を図っていくとともに、対策の窓口であります区市職員のレベルアップを図る観点から、区市へのアスベスト分析等の技術支援を強化してまいります。

また、騒音・振動対策では、国道や環状7号線、環状8号線などの主要幹線道路で行っております低騒音舗装の敷設を推進していくとともに、鉄道騒音あるいは航空機騒音対策といたしまして、騒音実測調査等々を活用いたしまして、環境基準達成に向け騒音低減対策を国や事業者等々に要請してまいりたいと考えてございます。

加えまして、右下の円グラフにありますとおり、騒音苦情の4割強が建設作業等から来るということを踏まえまして、建設作業に伴います騒音・振動に関する調査を実施することで、その調査結果を区市へ提供しまして、区市による効果的な指導を支援してまいりたいと考えてございます。

9ページをご覧ください。

土壌汚染対策でございますが、引き続き、中小事業者への技術支援等による合理的な土壌汚染対策を推進するとともに、環境面だけではなくて、社会面、経済面にも配慮することで、案件ごとに適切な土壌汚染対策を選択する手法を検討してまいりたいと考えてございます。

また、化学物質排出削減策では、化学物質適正管理制度を充実させることで、化学物質の排出量をさらに削減する方策を検討するとともに、住工混在地域の健康リスクの評価を踏まえまして、適正管理化学物質への追加指定を検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、10ページをご覧ください。水質汚濁対策でございます。

東京湾や都内の河川におきまして、総量規制等の着実な実施に向けて、国や関係自治体と連携した取組を推進するとともに、合流式下水道の改善やしゅんせつ等を実施してまいりたいと考えてございます。

また、水質や水生生物の調査を継続することで、水質浄化の取組にモニタリングデータとして活用するとともに、水質改善に関する研究も引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

11ページをご覧ください。

水循環の再生と水辺環境の回復では、法律・条例に基づきます適切な揚水の管理を行うとともに、地下水位あるいは地下水揚水量の監視・検証を実施してまいりたいと考えてございます。

加えまして、地下構造物からの漏えい水の利用方法を検討するなどいたしまして、水循環の再生に取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、水辺環境の向上では、湧水、水路など水辺の生態系を保全する区市町村の取組を財政的にも支援させていただくとともに、水辺における多彩なにぎわいの創出、あるいは河川等の安全性の向上など、長期ビジョンに記載があります水辺の魅力向上に向けた施策も環境基本計画の中に取り込んでいきたいと考えてございます。

最後、12ページをご覧ください。

暑さ対策でございます。

多様な主体と連携いたしまして、都内各所でドライ型ミストの設置とか、緑の整備などでクールスポットを創出していくとともに、オリンピック・パラリンピックの開催に向けまして、都の組織間だけではなくて、組織委員会とか環境省、国土交通省などの国の関係省庁とも連携を強化いたしまして、遮熱性舗装や保水性舗装の整備など大会施設やマラソン沿道での暑さ対策を推進するとともに、そういったハード整備だけではなくて、熱中症の予防・啓発あるいは打ち水の普及などのソフト面での対策もあわせて推進していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。どなたからでもお願いいたします。

青いところが新しい、前回の計画になかったところですね。

○緑川環境政策課長 そうです。

○交告部会長 そういうこともお含みいただいて、どこからでも。いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 最初に発言させていただきます。東京商工会議所を代表して、都内にある中小企業の声についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の基本計画で様々な行動基準を策定していくことになるのだらうと思いますが、策定に当たっては、東京都だけが他県に比べ突出するような基準とならないようにしてほしいというのが基本的なお願いでございます。東京都の基準が余りに厳しいと、事業者が都外に流出してしまうという事態も起こってしまうのではないかと懸念しております。なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、もちろん必要

な温暖化対策や環境対策は取らなければならないということは承知しております。しかしながら、昨今のエネルギーコストの高騰も含めて、都内の中小企業の経営は非常に不安定な状況にあり、苦しんでいます。

そういった中で、今回の様々な環境対策等々をお聞きしておりますと、この問題の本質が、ローカルなものではなくて、かといってグローバルでもなくて、例えばPM2.5についていえば、リージョナルな首都圏、あるいは日本全体、あるいはアジア全体の問題であると思っております。したがって、こういったことについて、発生源等々を十分に実態調査した上で、先ほど生成要因分析という言葉もございましたが、「科学的な根拠」に基づいていろいろな対策を打っていただきたいと思っております。

すなわち、関東6県とか9都県という言葉がございましたが、広域的な連携を図りつつ、東京都の規制だけが突出することなく、実効的な対策をとっていただきたいというのが一つ目のお願いでございます。こうしたことで、首都圏あるいはリージョナルな圏域において実績が上がり成果を出していけるのではないかなと思っております。これが1点目でございます。

それから、もう一つ、これは質問ですが、5ページのPM2.5対策で「低CO2小規模燃焼機器」という言葉がございます。PM2.5とCO2というのがどういう直接的な関係にあるのか、ご説明いただけたらというのが2点目でございます。

よろしくお願いたします。○交告部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、まず質問のほうからいきましょうか。低CO2小規模燃焼器ですね。

○中村委員 CO2とPM2.5の関係がよく分からないものですから。

○交告部会長 事務局からでもいいですし、御専門の先生の御発言もいただきたいですが、いかがでしょうか。木村課長、お願いします。

○木村大気保全課長 PM2.5の生成物質として窒素酸化物があることから、低NOxの製品を推奨することが望ましいということで、低NOxでございます。

また、低CO2については、燃料の効率的な使用にもつながりますので、結局、燃料が少なくて済むということで、結果的に燃料の燃焼によるPM2.5の排出とか、燃料の燃焼に伴って出てくるガスによるPM2.5の生成抑制につながると考えております。

○交告部会長 何かつけ加えることはありますでしょうか。中村委員、どうですか。

○中村委員 これは、例えばより軽質な燃料、究極的には水素ということになるかと思いますが、そういうことを踏まえた形まで考えていらっしゃるのか、あるいは単純に効率性の

高い機器ということ、これからの施策として考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○木村大気保全課長 ただいまの御質問でございますが、燃料のことでございます。

この制度については、水素は現在のところは考えておりません。通常の石油系の燃料とガスを想定しております。

○交告部会長 ありがとうございます。

中村委員、そうしますと、何か続けてご質問がございますか。

○中村委員 実は、なぜここが気になったかといいますと、PM2.5につきましては発生メカニズム等々がいろいろ複雑であるということも含めて、本当に発生の原因とか発生源をよく検討した上で対策を打っていただきたいと考えております。低CO2と書いてあると、どういう「科学的な根拠」に基づいてやるのかといった根拠が非常に曖昧なところがございまして、こういったところにも注意して対策を打っていただきたいということでございます。○交告部会長 どうもありがとうございます。

そうしますと、さらに今の問題につけ加えることのある方もいらっしゃると思いますけれども。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 今の中村委員のお話の中身ですが、今、中小事業者さんが厳しい経営環境の中におられるのは大変納得するところではあるのですが、そのためにもこういう場で一緒に考えていくことが大事なのではないかと思っております。

都が突出することがないようにというお話がありましたが、日本の中では環境負荷が非常に高い東京都が、どうやって責任を果たすのかということ、事業者さんや都民、専門家も踏まえて、ほかの地域よりも一歩進んだ形で施策を出すところが非常に大事なのだと私は考えて、参加させていただいております。ですから、どういうふうにやったら多くの方と一緒にできるのかという新しい施策の提案も踏まえて、一緒に考えていければと思います。ですから、ほかよりも突出というところではないかもしれないけれども、進んだ形になるよう皆さんと話していければいいなと願っております。

それで、きょうのテーマが大気のところですので、そこでお話をすると、例えば5ページでPM2.5のお話がありまして、その前後にVOC、オキシダント対策とか、いろいろ出ておりますが、化学物質の中で、特に大気環境の中で、この分野だけがなかなか改善されないというのが全国的な課題、特に東京のような都心はそうですけれども、その中で不明なものが3割とか、関東外を入れれば半分ありますけれども、逆に半分は都内で排出源での対策がもっととれる

可能性があるわけですので、そこでどういう対策をしっかりとったらいのかというのを考えていくというのが、とても大事なのではないかと考えています。

そういう意味で、例えば一歩進んだ形であっても、施策の中で初期支援をどういうふうにしたらいのかとか、いろいろなアイデアも出てくるわけですので、よりよくしていくためにどうするか、きちんと話し合っていきたいなと思います。

オキシダントのところだと、7ページ、VOCが関連の事業者さんのところからたくさん出ているということが東京などにとっても課題になっているわけですので、そういう事業者さん、ガソリンスタンドとかクリーニングとか染色とか、東京の地場産業がかなり多いですので、そういうところときちんと話していくのも大事だと思っております。

なお、7ページのオキシダント対策の真ん中あたり、新しい方向性で、「九都県市と連携して、ガソリン蒸発ガスへの適切な対策を国へ要望」とありますけれども、環境省の今後の検討課題としてリストアップされていますので国へ要望するだけではなくて、例えば東京でこういうものを率先して検討して条例化していくなど、ガソリンの給油時のガスは残された対策としてあるわけですので、そういうところを一步一步対策していくのが大事なのではないかと考えています。

もう一点ですが、暑さ対策とかが非常に重要だということで、後半の何ページかありますけれども、どれもすごく大事なことで、検討とありますので、しっかり施策を進めていただければと思っておりますが、言葉として、最近、熱中症という言葉が随分使って、テレビのニュースでも熱中症予報指数とか、いろいろ出てくるようになりましたので、何かそういうことに関連した熱中症対策みたいなことも施策項目として入らないのかということを確認させていただければありがたいなと思っております。

なお、余りあれこれ言うのも何ですので、また次の機会に発言しますけれども、水辺環境の整備とか、これは今後のオリンピック対策も踏まえて、またさわやかな東京をつくるという意味で非常に大事だと思いますので、水質環境とともに水辺環境の整備、この辺は非常に中心的に取り組んでいきたいところだと感じております。

よろしく申し上げます。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

今のお話は、質問の意味ではなくて、中村委員の前半部分のほうに入っていたわけですね。では、このままこの流れで続けていきたいと思うのですが、中村委員の御発言には、崎田委員のご発言と対照的な部分があったと思うのです。中村委員の御発言だと、例えばPM2.5の間



題は首都圏の範囲を越えた、もう少し広がりのある課題で、東京都だけが突出して基準の強化を図ると事業者が出ていってしまうという問題があるということ。したがって、科学的な根拠をきちんと見定めて基準をつくるということ。そして、首都圏ぐらゐの連携はきちんと図る。そういうお話だったと思うのですね。

崎田委員のお話だと・・・。条例化の話は主としてVOCのことを念頭に置かれていたのですか。

○崎田委員 PM2.5とか。

○交告部会長 2.5も含めて。分かりました。そうしますと、崎田委員のお考えだと、国を待たないで、もう少し東京都が条例化を図っていったほうがいい部分があるのではないかと、う御発言ですか。

○崎田委員 そうです。例えば具体的に言えば、先ほどのガソリンとか、残された取組なども率先して条例化するとか、そういうチャレンジもいいのではないかと、う感じがしています。

○交告部会長 はい。対策には、基準をどうするかという問題と、もう少しいろいろなソフトな取組の工夫という面もありますので、お二人の意見が完全に並行しているとは限りませんが、伺った限りにおいては対照的な御意見だったように思います。

この流れでいろいろ意見を。末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 どうもありがとうございます。

専門的知識が全くない中ですが、きょうの議論の2つとも「政策の方向性」と銘打ってあるわけですね。そういう視点を持って、資料の3ページの課題の一番下のところに「都民が心地よく生活できる環境の実現を目指す」と書いてあるのです。これはこれで全く間違いはないのですけれども、そもそもこれらの政策は誰をインタレストの対象にして考えるのかという議論がある程度あったほうが、ういような気がするのです。東京都の地理的世界に、必ずしも都民だけじゃないですね。それから、生活できる生活者だけでもないし、あるいはビジネスの都市でもありますし、いろいろなものが入っているのが東京都の特徴だと思います。

ですので、こういった政策を打たれるときに、先ほどの中村委員のお話は中小企業の視点から大事な点をおっしゃったのだらうと思っておりますけれども、どういった人たちをインタレストの対象にして政策を考えていくことが、ういのだらうか。あるいは、生活空間だけじゃなくて、ビジネスの場として、どういった環境をつくっていくのが東京にふさわしいのだらうか。

ろうか。例えば私は金融ですけれども、東京都を国際金融都市にするという話はよく聞くわけですけれども、そういった視点からこういう環境政策の方向性を見るときに、どういったことを言うのが、東京が国際金融都市のトップになれる要素になるのだろうか。

もっと言えば、全ては公共財とか共有財産をどう守るのかという話ですから、私は心地よく生活できる環境というだけでない、広がりのある、もっと違った何かがあってもいいのかなという気がしてなりません。

以上です。

○交告部会長 どうもありがとうございます。末吉委員の今の御発言だと、都民という漠然とした概念ではなくて、インタレストの担い手としてももう少し区分けして考える必要があるということですね。その視点から考えると、また中村委員と崎田委員のお考えがもう少し煮詰まるのかもしれない。

ほかに何か。西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 先ほどの2.5の話、それからVOCの話が出ていますけれども、東京都はディーゼル規制でリードして、そして周りの都道府県に呼びかけて、それが全体として日本の環境をよくした。

それだけじゃなく、自動車等々の性能をよくするのにも相当きいているということになって、それがひいてはいわゆる環境をモットーにした東京の生活、それから技術の面でも世界を牽引していくという形になるわけですから、ぜひそういう意味で、先ほどのお話に戻りますけれども、今、VOC、それから2.5についても環境基準もまだ十分守られていないところがございますので、そこをクリアするという方向で、まず東京都独自に進めてほしい。独自といいますのは、リードして進んでいただいて、それをほかの地域と一緒にやっっていこうという形で進まれるのがいいのではないかと考えております。

○交告部会長 ほかにいかがでしょうか。和気委員、どうぞ。

○和気委員

恐れ入ります。今まで参加してこなかったもので、あるいはピント外れなことを申し上げるかもしれないですけれども、新たに加わった視点という青文字のところに特に関心を持ちました。

特に、9ページの土対法の改正にかかわったものですから、環境評価だけではなくて、社会的評価や経済的評価をもって持続可能性評価と呼ばれるのですけれども、そういう意味では、今、皆さん方の御意見も恐らくその辺に絡んでくるかなと思いました。つまり、PM2.5の対策

をする場合に、その他の社会的・経済的影響を含めて総合的に評価すべきだろうし、あるいは国の施策と東京、首都機能を持った都市レベルの環境施策との間の重複性や補完性といったものももちろん整理しておられると思うのですが、ややグローバルなCO2の議論をぼんと初期レベルで出されてしまって厳しくするという部分は、ある種合理的な説明はできないかもしれないので、その辺、施策の重層、レイヤーを少し考えながら、東京都ならではの施策を国際的に発信していただけたらいいのかなと思います。

特に、首都機能を持った都市がどういう環境都市になっていくかということが、きっと2020年だけではなくて、長期ビジョンの中に書かれていると思いますので、その分の長期方針も含めて反映された形で対策の方向性を整理してあると思うのですが、プレゼンテーションを工夫したらもっとよくなるのではないかという気がいたします。

○交告部会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私も同じ考えなのですが、今、議論になっていることは各論でも議論されているのですが、全体に通ずることだと思うのです。この中に書かれていることで、この施策を進めると、先ほど中村委員が言われたようなことがたちまち起きるとはなっていない。つまり、程度がどのぐらいの施策を講ずるかというのはここに書かれていなくて、ここで提言される政策そのものがバイタルな問題だとすると、その項目を削るとか修正するということがあるかもしれませんが、ここに書かれていること自身がたちまち中村委員が心配されていることに必ずしもつながらないと思うのです。そういう観点からもう一度見ていただきたいということ。

先ほど都民の話があって、私も非常に大事な視点だと思うのですが、これは大気とか土壌とか水だけじゃなくて、前文というか、最初のところに、すなわち東京というのは日本の中心でもあるし、リーダーシップもとらなきゃいけないので、都民だけではなくて、東京都には外からも来るし、国際的な役割もある。そういう意味での全体の施策に対する考え方をきちんと述べるということ。それから、先ほど言われたような、だからといって産業がそれによってだめになってしまっただけでは困るわけですから、そういうことに対する考え方をきちんと書くことによって、各論で一つ一つそういうことを議論していくと、文言の議論だけで時間がかかってしまうので、前文といいますか、そこで整理されるといいのではないかと感じました。

○交告部会長 ありがとうございます。今、高橋委員の前文での整理という御提案ですね。その前提として、中村委員の御発言を出発点とする、西岡委員、それから和気委員、今の高

橋委員の御発言が入り乱れて、ちょっと複雑な様相を呈してきているのですけれども、中村委員、どうでしょうか。西岡委員の御発言の中に、環境基準が達成されていない部分については、東京都は率先してリードすべきではないかという御意見があったのですが。

○中村委員 どんな規制にも反対と言っているわけではもちろんなく、最初に申し上げた「科学的根拠」に基づいて、納得できる施策をお願いしたいというのが中小企業としての立場でございます。先ほどPM2.5とVOCの話がございましたが、例えば5ページのPM2.5を見ると、発生源として都内人為は11%しかないわけです。このグラフを見ると、これは東京都だけでやるより、関東6県みんなでやったほうが効果が上がるのではないかと考えた次第です。そういった方策を取っていただきたいですし、VOCであれば明らかに印刷とか給油が発生源としてあるのであれば、そこはやっていただいて一向に構わないと考えております。

したがって、きちんと発生源について実態を調査した上で科学的根拠に基づいて説明して規制をつくっていただきたいというのが私どもの意見でございます。もちろん、時にはいろいろな仕組みやノウハウでご支援いただくことを一番期待しているところでございます。

○交告部会長 ありがとうございます。PM2.5の対策のあり方について、首都圏レベルで考えるのか、東京都で率先して考えるのかという議論をこのまま続けていくと、ここではやり切れないと思います。しかし、せっかくですから、もう少し発言されたいという委員はおられないでしょうか。では、末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 先ほど言い忘れた。中村さんが再三おっしゃっているサイエンスとか科学という言葉ですが、どこかに入ってもいいのではないかと思います。いろいろな意味で、私は利害の調整が最大の問題になってくる可能性があるんで、結局、何に基づいて東京都がこういう環境政策を行う上で利害の調整をするのかというものの透明性・明示性を持つ必要がある。それは海外から見た場合もそうです。そうすると、そのときに東京都がサイエンスに基づいた環境政策を着実にやる。これが私は非常にクリアな、しかも重要なメッセージになると思います。

ですから、いろいろなことを行政がなさっていく上での利害の調整を何に基づいてやるまちなのだろうかというのも、こういう中でいろいろ発信されるというのが、実効性の上では重要になるのではないかという気がいたします。

○交告部会長 どうもありがとうございます。科学という言葉の背景にあるものについて、利害という観点から今、末吉委員に御発言いただいたわけです。

ほかにまだ。富田委員。

○富田委員 質問です。今のサイエンス、科学という話にちょっとつながるのですが、7ページのVOCの総排出量に関して、左下に青い文字で「植物起源VOCの調査等により」と書いてあるのですが、今、国レベルで見ると、単純に計算すると、この植物起源のものは結構な量で、右上のグラフに大きく乗ってるところですが、この植物起源のVOCが環境にどういう影響があるかと十分に分かっていないと思うのです。ここで書かれている調査、今、どういうことを想定されているのかというのを簡単に教えて下さい。

もう一つ、5ページの下のほうに青い文字で「船舶からのNOx・SOx排出量を削減」ということで、これに関しても今年の頭からだと思いますが、国際的に影響が大きい地域について、例えばバルト海とか北海とかメキシコ湾で規制が始まって、エンジン系を改造したり、思い切って重油からSOxが出ないLNGの燃料に変えたりする対応が始まり、港湾ではそういう燃料を供給するという動きが出てきているかと思えます。

ただ、日本の海域はこのECAの指定を受けることが決まっておられませんし、現時点ではその予定もない。多分、東京湾でさほど大きく問題視されていないのかなと思うのですが、ここで新対策として青い文字で書かれているのは、何か具体的な対応を考えていらっしゃるれば教えて下さい。○交告部会長 ありがとうございます。これは事務局のほうですね。よろしくお願いします。

○緑川環境政策課長 まず、後段の御質問の船舶対策ですけれども、確かに富田先生がおっしゃるとおり、東京湾のほうで具体的な規制をするということは実はないのですけれども、外航船を中心にNOxとかSOxとかを出さないエンジンを積んだ船があったりするので、そういった船に対しまして入港税を減免するようなインセンティブを実はやろうとしているということでございます。まず、外航船からとりあえず採択を行いまして、そういった取組を進めていければと思っております。

それから、植物由来のPM2.5の話ですけれども、実は研究段階で詳しくよく分かっていないというのが正直なところですが、樹木によっては普通の光合成とかをする段階でPM・VOCなどを排出する樹木があるらしいのです。街路樹の中でVOCを排出するものが植えられている状況の中で、呼吸の中でVOCを排出している植物がどうやらあるらしいので、そういったものどういった植物で、都内にどういった影響があるのかということ数年かけて調査させていただき、それが全体に寄与する割合が高いのであれば、例えばVOCを排出しないような植物に街

路樹を植えかえるといった施策につなげていければという思いから、まず研究させていただきますと記載させていただいております。

それから、今の中村先生以下、皆様方からいろいろ御発言いただきまして、どうもありがとうございました。幾つか事務局のほうからお答えさせていただければと思っております。

まず、大気環境につきましては、東京都としてこれまでディーゼル車対策あるいはその前のばい煙規制等々から、公害対策につきましては日本をリードしてきたという自負があります。その中でも残された課題がVOC・PM2.5。ただ、この問題は、東京都も先鋭的にあらわれておりますけれども、各自治体も対策に非常に頭を悩ませている物質なのかなと考えております。

なので、確かに都内のPM2.5であれば、寄与割合は全体の11%程度ということで、見方によれば少ないかもしれませんが、先ほど西岡先生が言われたようなディーゼル車対策で先鞭をつけて、ほかに伝播させていくという取組をPM2.5でもVOCでもオキシダントでもしていかなければならない。それは、首都東京あるいは大都市東京としての使命でもあると思っておりますので、進めていきたい。ただ、単に東京都だけ頑張るということではなくて、空気ですから、東京都だけやっても効果は全体の1割2割というところですから、近隣の自治体と働きかけをしながら進めていければと思っております。

その際に、特定の業種だけ狙い撃ちして規制を強化するという取組ではなくて、先ほど崎田先生もお話ししていただいたように、そういった事業者さんと一緒になって環境物質を減らしていくような、どういった取組が効果的なのかということも考えながらやらせていただいて、東京都から中小企業の方が逃げていかないように、しっかりと対策をとっていききたいと思っております。

それから、末吉先生に非常にいい御提案をいただきまして、ありがとうございました。確かに都民が心地よく生活できるというと、都民だけしか考えていないのではないかと見られがちですし、実は余り意識していなかったでしょうということですが、東京都としまして、もちろん1,600万人の都民に対して生活環境を改善するということに加えて、東京都に訪れてくれる外国人の方あるいは国内から訪れる方に対しても、東京というものをいいまちに感じていただく必要があると思っておりますので、そういった方たちにも選ばれるような都市にしていくために大気環境の改善も図っていききたいと思っております。

また、そういう観点では、大気環境がいいだけで、ビジネスの候補地として東京を選ぶということはないと思いますけれども、東京でビジネスを行う際に大気環境がいいまちで安心

して住めるということもいろいろな選択肢の一つではないかと考えておりますので、国際金融都市として東京都を位置づけていくためにも、こういった取組が必要だと思っております。ですから、ここで簡単に「都民が心地よく生活できる」ということは、単に都民だけではなくて、周りの訪れる方、あるいはそこで働く方も含めて、心地よく東京で遊べる、暮らせる都市にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○交告部会長 要領よくまとめていただきまして、どうもありがとうございます。

もう二、三分。どうぞ。小河原委員。

○小河原委員 ありがとうございます。

水環境の話が余り出てこなかったのかなと思います。この夏休みから久しぶりに葛西の海浜公園で子供さんが水泳をして、まだ顔を余りつけられないというニュースも流れていましたけれども、東京湾の水質汚染で直接的には合流式下水道をどう改善するか。これは東京都の長期ビジョンとしてもなかなか難しい問題なのだろうと思いますけれども、一方で今までずっとお話されているように、東京湾に対していろいろな河川が流れ込み、それが地域の他の都道府県、関係自治体にかかわってくるわけですね。そういう中で、東京都がまさに率先して、そういう協力関係をつくり、総量規制をしていくという方向性が必要なのかなと。

そして、先ほど来、科学的というお話もございましたけれども、まさに10ページ、モニタリングデータを活用する、あるいは浄化機能にかかる研究とか水質浄化の知見を集積して、水生生物の生息環境の整備とか水質改善を促進しようということが書かれていますけれども、東京都は東京湾全体を見て、東京湾の水質改善をしようとしたときに、例えば水泳ができるようになった葛西には三枚洲と呼ばれる広大な浅瀬があります。その三枚洲が東京湾の水質改善にどのぐらい貢献しているのだろうか。なかなか難しいですけれども、そういったことをぜひ研究し、知見を集積し、アピールして、そういうことを千葉なり、関係する県とともに推進していただきたいと思います。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 熱環境の件について余り意見がなかったので述べたいと思います。まず全体的に青い字で新しい政策をハイライト化していただいたのは、大変分かりやすいので、こういうふうに従来からの継続と新しい視点というのを分けて議論できると、特徴的な政策の提言ができるのではないかと思います。

最後、12ページですけれども、特に今回、競技会場、オリンピック・パラリンピックの暑さということで、今から5年後にはこの暑さの中で開会式が開かれると思うと、ちょっと恐ろしい感じがします。どうやってヒートアイランドといいますか、温度を下げていくかということは非常に大切なことだと思います。ヒートアイランド対策を行っていく中で、1日平均で東京の場合、平米当たり27Wぐらい人工廃熱が出ていて、その半分は建築設備です。建築の省エネ化をするということは、イコール廃熱が少なくなりますから、その分の熱が少なくなるわけです。

かなり長い間、東京都は冷却塔から潜熱、すなわち蒸発して排熱するものを推進してこられたのですけれども、これが現在でもそのままなのか最新事情は分かりませんが、この義務をやめて任意にある程度されているのではないかと思います。建築物からの廃熱を潜熱で出すということは、ヒートアイランド対策に重要なことなので、ぜひそういった施策は継続的に、後退しないで進めたほうがよいのではないかと思います。

それから、地表面対流に関して、地表面をどうやって被覆するか。打ち水もそういう問題に関係しますけれども、これをこの契機にやっていくことが非常に重要です。前回、東京オリンピックのときに甲州街道に並木、植木が植えられたのは、実にアベベが走ったからなのです。今になって都市にこういうレガシィが残っているのは大変立派なことでもあります。こういう時期こそ、公共でやるのも1つですけれども、皆さんが持っていらっしゃるお庭とかでも、都市を涼しくするため、例えば緑をふやそうといったことを情報提供型でも言うていくことが必要です。5年間で完全に涼しくなるとは思いませんけれども、解決法の1つでしょう。

それと、熱中症の予防に関しては、都市の中で場所によって放射温度、建物の表面とか面温度が違ってくるので、もう少し小まめな情報提供が必要に考えます。これはオリンピック委員会がやられるのがいいのか、東京都がやられるのか。ここで観戦するとちょっと涼しいとか、この辺だといいよとか、こういったICTを活用したような情報提供を一方でやっていかないと、熱中症の予防になかなかつながらない。規制的な対策をするだけでなく、情報を提供することによって避けてもらうというのも1つかと思います。

それについて、建築部門の騒音が非常に大きいということで、8ページに書かれている調査をされるということですが、調査だけではなくて、できればどうやって解決するかまで考えることが必要です。例えば工事現場によっては、トラックを周辺に待たせないというものも、ICTを使ってきちんと決められた時間に来てもらおうとか、対策があると思います。調査するときに対策も含めて、よいアイデアがあったら引っ張り上げるようなことをやっていただける



と苦情も減っていくのかなと思います。

以上です。

○交告部会長 田辺委員、どうもありがとうございます。

小河原委員の水と生物のお話、それから今の田辺委員の主として水環境のお話が出たわけですが、ほかに何かつけ加えることはありますでしょうか。

皆様方は多分御発言なされたいことがまだあると思いますけれども、もう一つテーマがありますので、そちらに行かせていただきたいと思います。

議事の2つ目の「資源循環分野における政策の方向性（案）」についての審議に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○緑川環境政策課長 それでは、右肩に資料2とあります、ページ数ですと13ページの資料をおあけください。「資源循環分野における政策の方向性（案）」について御説明させていただきます。恐縮でございますが、15ページをお開きください。こちらも課題認識からまとめさせていただきます。

これまでリユース、リデュース、リサイクルという3Rの施策から一步踏み出しまして、サプライチェーン全体を視野に入れました「持続可能な資源利用」を推進していく必要があると思っております。

さらに、都内の最終処分場は現在下げどまり傾向にございます。このため廃棄物の適正処理の徹底が必要と思っております。さらに加えまして、首都直下型地震に備えまして、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための対策が必要でございます。

こうした取組を行うことによりまして、企業や関係団体、自治体等との連携を強化しまして、「持続可能な資源利用」を実現した都市を目指していこうと思っております。

16ページをおあけください。政策の方向性でございます。

前回のアウトラインでお示しいたしました廃棄物の3R・適正処理を発展させて、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進、これを政策の柱にいたしまして、左側にありますとおり、「持続可能な資源利用」の推進、廃棄物の適正処理の促進、災害廃棄物対策の強化の3つの施策体系のもと、施策を進めていきたいと思っております。

恐縮でございますが、17ページをおあけください。17ページ以降は、施策体系ごとに取り組む方向性をまとめたものでございまして、こちらの資料も、先ほどの資料1と同じように、新規の取組は青字で表記させていただいております。

まず、「持続可能な資源利用」の推進では、食品ロスの下げやマイボトルやリユース食器の利用促進、レジ袋の削減など、資源ロスの削減に取り組んでまいりますとともに、国産材を利用したコンクリート型枠使用の促進や、再生砕石、再生骨材の利用促進など、エコマテリアルの利用を促してまいりたいと思っております。

また、事業系廃棄物につきまして、分別ルールづくりなどを通じまして、リサイクルをさらに推進してまいりたいと思っております。

恐縮でございますが、18ページをおあけください。ただいま申し上げました取組を推進する手法を記載してございます。

まず、先進企業や関係団体と共同でモデル事業を実施することによりまして、その成果を広く普及していくとともに、中小企業等と連携いたしまして共同で課題を検討する場を設けて、具体的な取組に結びつけていければと思っております。

加えまして、循環型社会の構築に向けまして将来ビジョンを設定するとともに、具体的な数値目標や今後の施策展開を提示するために、環境基本計画とあわせまして廃棄物処理計画を作成してまいりたいと考えております。

恐縮でございますが、19ページをご覧ください。廃棄物の適正処理の促進でございます。

都は、右上の図にありますとおり、優良な処理業者を評価する制度を持っております。こうした評価された事業者が排出事業者から選ばれるような仕組みを普及してまいりたいと考えてございます。

また、PCB廃棄物の処理や蛍光管などの水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進に取り組むとともに、違法な回収業者によります廃家電等の不適正処理防止のために立入指導等を実施してまいります。

あわせまして、解体工事現場に対する立入指導や自治体と連携したパトロール等々の実施によりまして、東京での不法投棄ゼロを目指してまいりたいと考えてございます。

20ページでございます。

災害廃棄物対策の強化でございますけれども、都は東日本大震災や大島の土砂災害時に災害廃棄物を受け入れた経験・ノウハウがございます。そうした災害廃棄物処理の経験を活かしまして、災害廃棄物処理計画の策定やがれき処理マニュアルを整備してまいります。

また、区市町村が作成いたしますがれき処理マニュアルの際にも、こうしたノウハウを提供してまいります。

しかしながら、首都直下地震が発生した場合には、都内だけで処理するのは困難でござい

ます。このため、広域的な対応につままして課題を整理しながら、処理体制確保などの検討をしてまいりたいと思っております。

21ページをご覧ください。

資料番号21、22は、参考資料として添付いたしました。

まず、21ページは日本の物質フローを図解したものでございまして、資源の生産、あるいは採掘から消費までの一連の流れを示しておりますが、赤字でお示したような環境負荷がございます。サプライチェーン全体を見つめた取組を行うことで、これらの環境負荷を低減していくことが今回の基本的な考え方でございます。

22ページをご覧ください。

国際的な動きをまとめたものでございますが、左側にありますとおり、ことし9月の国連総会で、持続可能な開発目標が採択される予定でございます。そのキーポイントの1つは、「持続可能な消費及び生産」でございます。また、ことし6月のドイツサミットでは、「責任あるサプライチェーン」あるいは「資源効率性のためのアライアンス」が主要な項目として盛り込まれました。我々が行おうとしている取組は、こうした国際的な動きにも合致しているということなのかなと認識してございます。

説明は以上でございます。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。どなたからでもお願いします。西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 これは意見といいますか、コメントになりますけれども、21ページのフロー図をご覧になってお分かりのように、資源の循環における効率化というのは、いろいろな面で今後の地球的な環境にきいてくるという話をするわけですが、CO2の削減というのは、いつもサプライのところはどういう燃料を使うかという話で終わったり、あるいは消費をもっと締めなきゃいけないという話になってきます。

もちろんそれはありますけれども、最後に世界中で論議しているのは、次の残りの絞れるところだということで、一番最後にありますように、国際的にも今後強めていこうという動きになっているということでもあります。

この総物質投入量16.1ですけれども、これを例えば1割でも2割でも減らすことによって、物質が減るだけじゃなくて、それを運ぶ運輸のためのエネルギーも少なくなるし、廃棄における処理の量も少なくなるし、あるいは生産のところも効率がよくなるということがありま

して、そういう面から今後の低炭素社会形成には非常に重要だということが今、認識されておりあります。

特に、食品ロスの話もございましたけれども、これはちょっと笑い話的になるかもしれませんが、世界の人がベジタリアンになったらどのぐらい減るだろうかという話がありまして、やってみたら物すごく減る。動物性タンパク質に変える必要もなければ、地産地消で食べていけばいいということがあって、地産などをしてという研究もありますけれども、これは特に東京都は今後の都市の競争の中で一つのポイントとなるものではないかと思っ、ぜひ強く進めていただきたいと考えます。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

今の資料の21ページ、22ページあたりから西岡委員からお話がありましたので、私もこのページに関連した意見から先にお話させていただきたいと思います。

私も今後の方向性を見ると、持続可能な消費と生産の、持続可能な生産というのはどういうことかというあたりにスポットを当てておくのは大変重要なことだと思っております。

21ページの図を見ると、左側にいろいろ書いてありますが、持続可能な生産というときに、メーカーが製品を生産するときの原料調達をどういう形で実施しているのか。その原料が現地の自然環境への影響、あるいは働いている方の労働環境とか、いろいろなものにきちんと配慮しているかどうかというところがすごく大事になってきていると感じます。

この左側の上のほうに「森林減少・違法伐採」と書いてありますが、それだけではない、今、私が申し上げた社会性・経済性のことにかなり関心が高くなっていると思います。メーカーの皆さんの環境報告書などを最近拝見すると、生物多様化性にどう配慮するのかというのに非常に関心を持ってきておられて、関心は出てきていると思うのですけれども、工場の周りに林をつくりますという意味での生物多様性にはかなり関心を持たれていますが、その会社の原料を調達するときには生物多様性などを視野に入れているかどうかというところまで、関心が行っているところはまだまだ少ないのではないかという感じもします。

そういうところが大事なのだということを、東京都のほうで情報をはっきり出していただくのが、まずバランスとして非常にいいのではないかと思っています。

この森林の違法伐採の話では、インドネシアの森林を違法伐採したものが日本の建築物や紙にかなり使われているのではないかということを課題視している団体もふえてきましたの

で、今後、いろいろな関連した情報というのはふえてくるのではないかと考えています。

あと、ほかの意見は後ほど。

○交告部会長 今回の御意見で、最初のほうの原料調達をどうするかという局面で、生物多様性について、どういう面から配慮するかというのをもうちょっと具体的に説明していただきたいのですが。

○崎田委員 例えば日本の食品会社が日本で売るいろいろな加工食品の原料を調達するときには、いい例として私が取材させていただいたときには、ブラジルのアグリフォレストリー、熱帯雨林の中に農園をつくって、そこからきちんと持続可能な食品調達をしてくるということを熱心にやり始めた企業も徐々に出てきているのです。

例えばここにある木材という場合、日本での紙とかいろいろな材料にかなりのバイオ資源が日本に輸入されてくるのですが、中にはその地域の持続可能性を余り考えずに伐採した木をそのまま輸入してくる。そして、非常に安い価格で輸入してくるというのが現地で大変問題になっている。

そういうものもあるということで、全体の資源循環の中でそういうところまで関心を持ってほしいという動きが世界的にも今、非常に広がっていますので、資源の効率的な利用と質をきちんと高めて取り組むという、その辺の視点があるのだということを中心に強調していくということも、これから資源利用のところでは、単に減らすとか効率的に利用するという量の問題だけではなくて、質のことにも関心が必要なのではないかという意味です。

○交告部会長 どうもありがとうございました。西岡委員のさっきの御発言もあったわけですが、このあたりを出発点にして。

末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 ありがとうございます。

最初のものもそうですが、特に資源循環分野というのは、私、消費者の見直しというものが非常に重要だと思います。B to CのCを抜きにして資源循環分野の話は余り進まないのではないかと。

そういう意味で、崎田委員がおっしゃったことですけれども、今、いわゆるグリーン消費者、グリーンコンシューマーを育てるのは、基本的にはビジネス任せです。民間任せ。もっと言えばNGO任せです。これをもう少し、例えば東京都のようなところがこういう政策を打たれるのであれば、グリーン消費者をつくって都民をグリーン消費者に変えていく。このことが都民にとっても心地よい生活環境をつくるのだということも、そろそろ始めたほうがいいの

ではないですか。オリンピックもあるわけですし。今のクオリティーでいけば、例えばFSCとかMSCとか、いろいろな第三者認証があります。あれをもっと広げていくことが都の行政の中でできないのかということが、私は1つ大きなポイントのような気がいたします。

それから、先ほどと同じですけれども、環境政策を推進されるときに、ただ当該物質を減らすとかCO2を減らすという話じゃなくて、CO2をふやすバックグラウンドというのは、例えば多くの消費があり、多くの生産があり、多くのビジネスがあるとすれば、それにかかわる金融の与信の判断にCO2問題をもっと組み込むようなことを金融に要請するという話も私、必要だと思います。変な話、東京で金融ビジネスをする人たちは、環境をもっと優先した金融をしてほしいということを都の物の考え方として発言し、場合によったら金融機関全てにもっとグリーンな金融にお金を回してほしいということを要求されても、私、全くおかしい話じゃないと思います。

先ほど来、中村さんが中小企業を強調されていますけれども、中小企業にもっと金融を回せということと、環境に配慮したビジネスへ金融を回せということは同じですよ。社会が必要とするところにちゃんとした金融が行くようにするべきだという視点で見れば、中小企業の大事さと環境の大事さというのは、僕は都の行政の中の位置づけとして一緒にされて、一向におかしくないと思います。ですから、従来型の政策手段、ツール、対象に対して、それを先ほどのお話じゃありませんけれども、経済や社会面でもう一つ大きく包み込んで動かしていくようなベーシックな理念とか物の考え方といったものをそろそろ組み込んでいかれるのがいいのではないかと私は思います。

ありがとうございます。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

今のことで中村委員。どうぞ。

○中村委員 最初に発言させていただいたものですから、私の名前をたくさん出していただき、光栄でございます。

末吉先生から大変いいことをおっしゃっていただきましたので、その関連で申し上げさせていたただきたいと思います。18ページでございます。個別具体的な話になりますが、「持続可能な資源利用」の取組を推進する手法ということで、企業・関係団体等との連携が示されており。これは、私は非常に新鮮に思えました。得てして企業サイドからは、規制がまた厳しくなるのではないかという、どちらかという危機感を持つ中で、先ほどのグリーンファイナンスの話ではないですが、例えばこれらのモデル事業を実施して中小企業に普及し

ていただくというポジティブ思考で、グリーンな事業を創出するようなことをやっていただけるのは大変うれしい話ではないかと思った次第です。

大きな概念としては、末吉先生がおっしゃるように、経済面・社会面からグリーンにするにはどうしたらいいかという中で、こういった取組は非常に新鮮で、歓迎すべきものに見えた次第です。

この話をさせていただきましたのは、中小企業という活用する側の意見も検討の早い段階から入れていただきたいと考えております。具体的な選定プロセスの段階や成果の普及に当たって、例えば商工会議所などを通して協力できることがあれば一緒に対応させていただくということが、東京都全体をグリーンにする上で非常にいい施策なのではないかと思っております。末吉先生、大変ありがとうございます。

質問として、これは数年かけてやる話だと思いますが、どのようなイメージを持って、こういったことをやっていただけるのか。企業との連携、市区町村との連携というものの全体的なイメージについて、どのように考えているのかを教えてくださいたく、よろしくお願いいたします。

○交告部会長 今事務局のほうですか。お願いします。どうぞ。

○小林資源循環推進部計画課長 資源循環推進部計画課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、モデル事業のお話、ございましたけれども、ことしの3月、私どもは「持続可能な資源利用」に向けた今後の取組方針というものを出しまして、今までの廃棄物をリサイクルしていく。イタチごっこという言い方はおかしいのですけれども、先ほどの先生方のお話もございました。全地球的などいいますか、ちょっと口はぼったい言い方でございますけれども、サプライチェーンに少し着目して上流にさかのぼったところに一步踏み込んで、循環型社会を今後とも続けていくための取組をしていきたい。ちょっと大きな理念です。

では、そのためにはどうしていこうかということで、モデル事業の実施について募集していきましょう。先進的な取組をしている企業さんがあれば、一緒に手を組んでやっていきましょうということで、今、公募形式でやることを考えてございますので、私どもが具体的に何か考えているということではございません。今後の取組方針の中で、3つ柱がございます。その柱に沿った事業について御提案をいただきまして、専門家の先生にその中身について、いろいろな審査の項目が考えられますけれども、見ていただいた上で事業を選定し、都が負担金を少しお支払いさせていただいて、モデル事業を実施していくということで今、考えて

いるところでございます。

公募については、もう少し時間がかかる予定でございます。プレス発表等、いたしますので、公募ということで考えてございます。

以上でございます。

○交告部会長 済みません、今、私、頭がちょっと混乱してしまいました。3つの柱とおっしゃったのは何でしたか。

○古澤資源循環推進専門課長 3つの柱と申し上げましたのは、お配りしております資料の17ページに掲げてございます。こちらが3月に発表いたしました「持続可能な資源利用」に向けた取組方針に掲げました3つの柱。資源の全体のむだを省いていこう。それから、使う資源についてはエコマテリアルを優先して使っていく。それから、循環利用をさらに高度化、さらに推進していくという3つでございます。

○交告部会長 どうもありがとうございました。よく分かりました。

エコマテリアルの問題などは非常に重要だと思うのですが、今、骨材など一体どうなっているのですか。河川砂利も海砂利も山砂利も余り使わないようにという方向に進んでいると思うのですが、一体どうなっているのでしょうか。どうぞ。

○小林資源循環推進部計画課長 今のお話を受けますと、コンクリート構造物を解体しますとコンクリートがら。それをさらに少し細かくいたしましたのが、再生砕石という商品名に生まれ変わります。これは主に何に使われているかといいますと、道路の路盤材になります。土の表面をローラーでひきならし、その上に砕石を乗せて、その上をアスファルトで舗装するというやり方をとっているのですが、これは新たな道路の建設がないと、はけないというのが実情でございます。都道の整備が進みまして、再生砕石の需要が少し低迷しているという状況でございます。これについては、いろいろ環境局も関係局と連携しながら、公共分野、民間分野で需要の拡大策について検討を進めているところでございます。

先ほど違法伐採の話が出ましたけれども、17ページの真ん中の丸にございますように、国産材や森林認証木材を利用したコンクリート型枠の利用促進、これは地味な項目でございますけれども、非常に重要な取組だと私どもは認識しております。こういった部分でも先ほど申し上げましたモデル事業の提案があるかなと思っているところがございます。また、再生砕石等についても同様の考えでいるところがございます。

以上です。

○交告部会長 どうもありがとうございました。



田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 17ページにある資料ですけれども、1つ目はフードロスを取り扱ってとあります。和食はもともと余りロスがない食べ物で、提供される料理が小さいポーションに分かれている。これは日本ならではのことで、特に海外から来る方も含めて、よいイメージが東京で出てくるといいなと思います。

それから、エコマテリアルは型枠の話しか書いていないですけれども、2年ほど前に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というものが通りました、都内では港区が非常におもしろい取組をされていると思います。もう少し東京都全体で木材を公共建築に使うような施策が必要です。CLTとかを利用すると、かなり高い建築物も建てられる。高いというのは値段ではなくて、高さが高いものも建てられるようになってきました。ぜひ一部の区だけじゃなくて、都の建物でも一部でも採用されてはいかがでしょうか。国にも霞が関で計画があるのです。新築住宅戸数が減るのは分かっているので、もう少し木材が利用できるものがあるとよいのではないかと。

それから、廃棄物の中で、これは私も非常に懸念することがあります。オフィスビルなどを建てたり、新たにテナントが入ると原状復帰をするので、1回必ず全部仕上げるのです。新築時には原則内装仕上げが終わらないと消防検査をしてくれない。消防検査が終わった後に例えば世界的に内装を統一している外資の会社が入ると、天井・内装を全部変えてしまうのです。新品の天井材、カーペットなどを全部捨てたりしています。ところが、あるディベロッパーだけはスケルトン渡しがオーケーになっていまして、仕上げをしないで渡すことができます。

例えば、こういう取り組みがあるオフィスを借りた企業は、末吉先生がおっしゃるように企業評価を高くするとか考えると良いと思います。実際に新品が捨てられたりしているので、ぜひ環境局と消防の関係とか連携して頂けると良いです。例えば天井を仕上げないと、もしかしたら燃えるもので仕上げられたら基準法違反になるからとやってくれないのです。だから、縦割り行政がうまくつけば、1回仕上げてから壊すようなばかなことが無くなります。テナントが変わったときの廃棄の問題というのは解決できることがあるのではないかと思います。以上です。

○交告部会長 どうもありがとうございます。だんだんエコマテリアルの実態なども見えてきたのですけれどもね。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

先ほど持続可能な消費と生産の、生産のほうだけお話しして、実は消費のほうに課題があるというお話を末吉委員にさせていただきました。私のように市民に近いところで普及啓発に一生懸命動いている人間として、そこをきちんと自覚し、発言しないといけないと思って、もう一回マイクをいただいたのです。

実は、いろいろなアンケートで、環境に関心がありますかというアンケートをとると、最近9割の方が関心がありますと答えてくださって、買い物をするときも関心がありますかという、関心はあると答えてくださるのですが、実際に商品を選ぶときに環境の配慮を確認して選びますかという質問をすると、丸をつける方がどんなアンケートでも10%から15%ぐらいの数字です。これは、民間のアンケートも国のものも、大体そのぐらいの数字で出てくるというのが今の状況です。

そういう意味で、どんな情報を消費者に伝えるときちんと選択するのか。そのときに少しコストが高くなるのか。高くなるなら、どのぐらいの幅ならば、どういう情報があれば買うのか。少し作戦を立てて、社会をきちんとこういう価値観の中に巻き込んで、一緒に消費をし、暮らしていくようになっていくために、どういう情報がどこから出ていくのかということとをかなりしっかり考えていくということも大事だと思っています。

今、そういうつなぎ手として、先ほど末吉委員からいろいろな認証のマークもかなり出ているのでというお話がありました。認証のマーク、非常に大事ですが、そこまでいなくても、例えば販売するときメーカー、小売店がどういう情報を出すのか。その情報を自治体がどういうふうに支えて発信するのかとか、いろいろなやり方があると思っています。そういうものをコーディネートしていただくということも、都としてはぜひ視点を持っていただければありがたいと思っています。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

今の点、もう少し。和気委員、どうぞ。

○和気委員 屋上屋を重ねるような意見で大変恐縮ですけれども、日本の消費者が世界の環境問題にどう貢献できるかという中の一つの理論的な方法の一つは、環境負荷を過度に与えるような方法で海外生産されたものはできるだけ輸入しないということです。つまり環境問題を理由に輸入規制などの国境措置が認められるかということで、この議論に随分長いことかかわってまいりましたが、現実的には、WTO等の自由貿易体制の下では国の政府が一方的に国境措置などの施策を通じて貿易介入することは大変難しいし、副作用も大きいということ

です。

そこで地域レベルの対応という視点から、少なくとも東京都は世界有数の大消費地なわけです。その東京都の消費地で何が起きているかということの世界に発信することによって、消費者の力が環境を変えていくということ、ある意味では大きくアピールできる絶好のチャンスだと思うので、この政策の方法は私も全く指示したいし、ぜひ先生方の意見を反映しながらやっていただきたいという意味で、応援団のつもりで東京都ならではのことができるはずなので、いかにグリーンな消費者を東京都発信で創成していくかということに何らかの形で貢献する支援をやっていただきたいと思います。

○交告部会長 私、今の和気先生の御発言で聞き損なったのですけれども、環境への配慮が薄いものは輸入しないというスローガンを立てた場合に、それが実現できないのだとおっしゃったと思うのですけれども、それは国際経済学の理論的な知見として、そう言われているわけじゃないのですか。

○和気委員 そうではないです。WTOの自由貿易原則として、国は一方的に貿易介入ができないということがあります。しかし、他に多角的な国際条約が結ばれていれば、例えばワシントン条約あるいはモンリオール議定書とか、そういう多角的な国際環境条約があれば、それに基づいて貿易を規制することはできるのですが、特定の国が特定の国に対して、一方的に環境を配慮していないから、この製品は輸入できないということは難しいということです。それを実施すれば、おそらくWTOパネルに提訴されるでしょうし、迂回輸出の抜け道もあるし、政策的な実効性は期待できないと思われます。

そこで、東京のような1,000万都市が、地域レベルの消費関連施策等を通じて、前述のようなWTO規定に抵触しない形で、より環境を配慮したものが結果として輸入されるという政策的な方向性を見出すことは十分に可能だと思います。また同時に、東京都は、日本国内でも大消費地です。産業連関表的には、資源・工業製品を域外から移入し、主に第三次産業を域外に移出する付加価値構造が東京都の一つの特徴だとすれば、大消費地である東京都の消費変化が日本国内の産業構造を、環境によりやさしいものにするかもしれないという期待をこめて、東京都の消費者目線の取組が大きな意味があるだろうと思います。

○交告部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 済みません、今、和気委員のお話の逆サイドのお話をしたいのです。確かに非関税障壁みたいなものがWTOですけれども、一方で現実には起きているのは、例えばマクドナル

ドはMSCのない魚は買わないわけです。つまり、持続可能な漁法でとった魚だという第三者認証がないと、個別企業として魚を買わないわけです。マクドナルドはアメリカで最大の水産物の購入業者ですから、最大の購入業者が、どんなに安くても、いい魚であっても、違法な漁法の可能性があるのであれば買いません。つまり、ビジネスをする、しないの要件になり始めた。

このことは、国境を越えているわけです。ですから、日本にそういうルールを例えば農林水産省がつくっていないからいいのだという話ではなくて、このルールは民間が国境を越えて全世界に適用し始めると、日本企業がそれこそサプライチェーン、バリューチェーンから排除される立派な理由になっていく。ですから、この問題をよくよく考えていかないと、日本の企業の競争力、サプライチェーンの中に日本企業が残れるのか。どんなにいい機能を持った部品であっても、マテリアルに何かが入っていたら、引っかかって、もう売れないわけです。

ですから、そういうことを考えていくと、私は、今、世界で起きているのは規制の競争が始まっている。どれほどの規制を取り入れているのか。それが緩いから有利だという規制じゃないと思います。21世紀の環境や自然やその他の求める新しいルールをいかにどうやって実行できるのかという競争が始まっていると思います。ですから、国際都市東京であれば、都市が採用できる規制の中で世界のトップレベル、世界がこれから行くであろう、先を見据えたグループを入れているのが東京なのだ。これが僕は逆にビジネスの魅力になると思います。

○交告部会長 どうぞ。

○崎田委員 今のお話の流れの中で、和気先生はそういう状態の中で、とにかく消費者がきちんと見る目があって、きちんと選んでいくことが重要で、規制が大変難しかったり、そこまでいくのが大変であっても、消費者に力があるということをもう少し強調して、どうやったらグリーンマインドの消費者になるかしっかり取り組むようにと応援いただいたように受けとめました。ですから、そういう規制のほうもチャレンジしていただきつつ、私たちが消費をするときにそれを選ぶ目を持つ。そこが大事だということももっと強調するという両方の好循環をちゃんとつくっていくというバランスが非常に大事なのだなど、御発言を伺いながら感じました。コメントということです。

○交告部会長 今のところ、和気先生、何かございますか。

○和気委員 恐らく誤解はないと思うのですが、私が申し上げた規制というのはいわ

ゆる国の国境措置等の規制です。関税とか輸入数量規制、あるいは手続上あるいは技術的非関税障壁が問題であって、それぞれの企業や消費者がマーケットを通じて自主的、あるいは自由な意思決定の中で貿易が影響されること、すなわち環境への配慮がなされていないような商品等の貿易が間接的に抑制されても、それはWTO違反にはならないというのが現行の世界の自由貿易ルールの基本ということです。

○交告部会長 どうもありがとうございます。そうすると、お話が多層的になっていますね。和気先生は、国が関税などで不都合な状況をつくり出してはいけないという。

○和気委員 いえ、別に国の施策について論じるつもりはないのです。ただ環境に配慮した製品を輸入し、消費したいと思っても、現実には現行の貿易ルールでは、より安いものが結局輸入されるでしょうし、常に環境に配慮された方法で生産されたものが輸入される保障はないのです。たとえば、古くはツナ・ドルフィン問題とあって、メキシコのキハダマグロの漁法がイルカを傷つけるとして、アメリカがメキシコからの輸入を一方向的に規制したことがありました。これに端を発して、貿易と環境問題、すなわち環境問題を理由に国家が貿易に介入できるかどうかに関心となっていったわけです。このような状況の下で、先ほども申しましたように、個々の消費者や個々の企業による環境に配慮したビジネスモデルが国境を越えて展開する分には、基本的には問題ないので、むしろそういうことができる場が、東京都とか、こういう地域レベルの取組で、まして諸機能のある都市・東京がやることに国際的な意味があるのではないかということをお願いしたかったのです。

ですので、私の問題意識のところなので、余計なことを言ってしまったかもしれないですけども、国がやっていけないこと、やれないこと、やれること、地方がやれること、やれないことの仕分けがある程度必要ではないかという意味です。

○交告部会長 末吉委員のほうからはそういう。

○末吉委員 全く同じことを申し上げた。だから、国レベルでないからいいという話では、もうなくなっている。国が動かない部分は民間が動いている。しかも、それは国境を飛び越えていっているから、気をつけていないとだめですね。逆にそういうことも知っておく必要がある。

○崎田委員 それをもっと消費者が見る目を持ってきちんと購入する。そういうものをつくっていくのが大事だと。

○和気委員 マーケットでいろいろなことが決まるようになっている。

○交告部会長 なるほど、ようやく分かってきた。ほかに。西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 今の話に続けてですけれども、温暖化のCOPで、このところいろいろな会議に出ているのですけれども、例えば二酸化炭素の規制も枠組みだけの規制じゃ、とてもじゃないけれども、物事が進まないということで、例えばフランス政府などは、もっとボランティアなクラブみたいな人たちがどんどん出てきて、自分勝手にやる方法とパラで行かないといけないという話を始めています。確かに地球環境の話は消費者自身が動かないといけないし、例えばアダプテーションにしても、地域の人が動かなきゃいけない面があるものですから、ステークホルダーの範囲をもっと広げていこうという動きで行っている。

例えば、都市は非常にいいまとまりだなという話がありますし、年金財団などの年金を持っているところは、ちゃんと長期に投資するようにみんなで援護しろという話もあったり、金融界も自分たちでちゃんとコートをつくれという話で、主体をどんどんつくっていこうという話があると思います。だから、そういうことで今、ずっとお話にあったことというのは、東京都で大いにやっつけていかなきゃいけない大きな話だと思います。ちょっとここと外れてしまうかもしれませんが、そういう面で、この持続可能な開発、持続可能な消費及び生産というのは非常に使えるのではないかと思います。

もう一つ違う話ですけれども、これも数年前の話ですから東京でもやっていると思いますけれども、バンクーバーで料理屋に入ったら、メニューの中でお魚に何か変な印がついていて、これは何だと聞いたら、これは一番環境にやさしく、旬で安くて、お勧めのものですよということ、そのレストランのウェーターの人が紹介してくれました。消費者ももちろん知っていないといけないけれども、リテールのところもそういう努力をしてもらおうと、消費者の力が直接規制に関係なく、力になって動けるのではないかと思います、御紹介しました。

○交告部会長 どうもありがとうございます。バンクーバーのお話のようなことを、末吉委員とか崎田委員が言っておられたわけですね。

○末吉委員 ええ、もっと消費者を巻き込んで。

○交告部会長 分かりました。どうもありがとうございます。ほかに何か。小河原委員、どうぞ。

○小河原委員 皆さんの意見を感じながら聞かせていただいておりますけれども、そう考えれば考えるほど、17ページから続くわけですけれども、3つの柱で、資源ロス、エコマテリアル、廃棄物の循環利用と言って、18ページの推進する手法の中に、都民をグリーンコンシューマーにしていこう。今おっしゃっている、ステークホルダーをもっと広げていくのだとい

う人の姿がこのページに見えてこないですね。だから、そこをもう少し追求していただけたら。

そして、下にあります廃棄物処理計画を今、具体的な数値目標等もおつくりになっているのかなと思いますけれども、全体の流れからいくと、本来つくるべきは「持続可能な資源利用」計画ですね。その一部として廃棄物処理計画があるのだろうという気がしています。

21ページの日本の物質フローというところで、先ほど来、東京都はもちろん最大の消費地でございます。東京都はこのうちどれぐらいの割合の消費をされているのか。その中で、例えば東京都は天然資源のどのぐらいを使っているのだろうかとか、それがどのぐらい下流側に放出されているのか。そして、再生資源化をふやしていくしかないわけですがけれども、お聞きしていると城南島の一部ぐらいにしか、そういう工場はないという話もあって、そうすると、本来、東京が物すごく廃棄しているわけだから、東京都内で責任を持って再生資源化するところをもっとやらなきゃいけないだろう。

そんなことも含めて、この辺にもう少し数量的な目標が、今つくっていらっしゃるのだと思いますけれども、ぜひ明確にさせていただいて、全体としては「持続可能な資源利用」の計画だと思います。

○交告部会長 今の御発言の中の18ページの図で人が見えてこないというお話、もうちょっと敷衍していただけますか。

○小河原委員 先ほど来おっしゃられている、都民一人一人が本来ここに深くかかわって、そして、そういう資源利用の責任を持たなきゃいけない存在なわけですね。これは先ほど先生がおっしゃったと思うのですけれどもね。取り組む推進の手法の中に、一人一人の都民の姿が余り見えてこないのではないか。要するに、企業や関係団体というのは出てくるのだけれども、そこからもう少し一人一人の姿というものが。

○崎田委員 ここに消費者の姿が。実際にやるときには、そこをきちんと押さえた絵を描いてやっていただきたい。

○小河原委員 ということです。

○交告部会長 どうぞ。

○小林資源循環推進部計画課長 今の小河原委員のお話を受けまして、消費者の部分がないということですが、先ほどのモデル事業の取組を進めるに当たって、環境局長のほうから、当然のことながら都民目線、消費者目線が一番重要だという指示を先に受けてございます。ですから、この17ページ、18ページあたりには、当然そういう意味も込められているという

ことで御了解いただきたいと思います

もう一点は、先ほど小河原委員のほうから、廃棄物処理計画ではなくて、循環可能な資源利用計画である。名は体をあらわすということでございます。廃棄物審議会の場で委員の先生方にも少しお話を伺ってみたいと思っているところでございます。これは、個人的な考えでございます。

以上でございます。

○交告部会長 ありがとうございます。ほかに何か。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。今、いろいろお話が出た17ページのところで一言。一番上の資源ロスの削減の促進というところ、先ほども実際にやる時には都民目線、消費者目線が大事だと内部で取り組んでいるというお話で、大変心強く思ったのですが、実は東京都は九都県市にきちんと提案しながら、この食品ロス削減とか容器をできるだけ減らすような販売行動を小売店に提案するとか、消費者に呼びかけるなど、ここ五、六年、かなり熱心にやってくださっていると私は感じています。

ただし、キャンペーン期間が終わると何となく消費者に定着し切れていない形になってきたり、お店でなかなか継続してくれなかったりというのもあるので、今後、こういう中でどうやったらきちんと継続していけるのか。単にマインドだけではなくて、ビジネスモデルとしてどう定着していくのか、きちんと検証しながらやっていくというのが、今後、オリンピックの会場ではどうしていくのかということにもきつとつながっていくと思います。今までも東京都は非常に先進的にチャレンジしてくださっていると考えていますけれども、これからはしっかりと取り組んでいただきたい、あるいはみんなで取り組んでいく分野だと思っています。

○交告部会長 富田委員、どうぞ。

○富田委員 済みません、同じことの繰り返しになるのですが、先ほどバンクーバーのレストランの話がありましたが、私の港区でのレストランでの話をさせて下さい。森林認証を取った材木を使ったトレイとか食器にもなるようなものを使っている飲食店があったのです。認証のマークが焼き印みたいな感じについているのですけれども、店の方に聞いてみたのです。これは、消費者、お店に来る方は何か分かるのですか、反応があるのですかと言ったら、残念ながら反応がないというか、全く分からないとのことでした。

それから、今日、コーヒーをいただいていますけれども、コーヒーにも認証マー



クがありますけれども、普通の人は分からないですね。私が見ているエネルギーの分野では、今、世界的に動きがちょっと始まっているのは、例えば風力発電の電気をつくったウインドメイドというマークができていまして、それを張ることができる。電力をさかのぼって、再生可能エネルギーあるいは風力をつくったものに関しては、そういったマークがつけられるようなことが始まっています。

あるいは海外ですと、デンマークで私がびっくりしたのは、遊園地に入るときに、ここの遊園地はこの風力発電所からの電気で賄っていると、ちゃんと表に書いてあって、消費者が分かりやすいようになっているのですけれども、そういうマークというのは普通、分からないことが多くて、そういったものに企業がせっかく取り組んでも、消費者がそれを選ばないと意味がないですから、もう少し消費者にアピールする方法を、今もやっていらっしゃると思うのですが、続けてやっていただければと思います。

○交告部会長 どうもありがとうございます。子供向けの環境教育も必要かもしれませんね。

多数の貴重な御意見をどうもありがとうございました。なお言い残された方はおられないでしょうか。では、よろしゅうございますか。

このあたりで事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○緑川環境政策課長 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

いただきました議論等々を踏まえまして、具体的な計画に落とし込んでいければと思っております。なお、次回の部会は、季候変動・エネルギー分野がテーマになっておりまして、8月14日金曜日に開催を予定してございます。何とぞよろしくお願いいたします。

また、本日配付の資料のページ番号で言いますと、27ページに今後の予定を記載してございますが、10月30日まで具体的に日付を提案させていただいておりますけれども、その後、11月末に予定しております第44回総会及び第33回企画政策部会を同じ日に行おうと思っておりますけれども、その日程につきましては、現在のところ11月20日金曜日の午前中を考えております。詳細につきましては、また追って事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、御多忙のところ大変恐縮ではございますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第29回企画政策部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。